

第9回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年3月11日(月)

午前8時55分～午前10時40分

2. 場 所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

第9回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和6年3月11日（月）午前8時55分～午前10時40分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員（15名）

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 3月の農業相談委員

4番	林	長輝	委員
5番	原田	利春	委員

5. 議事日程

（1）付議案件

① 農地法第4条の規定による許可申請について

（●●●●●）

② 農地法第4条の規定による許可申請について

（●●●●● 外1名）

- ③ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(●●●●●)
- ④ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(有限会社●●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ⑤ 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(有限会社●●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ⑥ 農用地利用集積計画の承認について
(中間管理事業)

(2) 報告案件

- ① 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 令和 6 年度最適化の目標設定について
- ② 潮抜きについて
- ③ 能登半島地震の義援金について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	植本	千晴
事務局職員	大村	亮介

開 会 8 時 5 5 分

議長

おはようございます。少し早いですが皆さんお揃いですので
始めます。本日の出席委員は、農業委員 8 名中 8 名、推進委
員 7 名中 7 名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第 9 回遠賀町農業委員会総会を開会い
たします。

議長

それでは次第の 2、本日の農業相談員は 4 番林長輝委員、5

番原田利春委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第4条申請関係2件、農地法第5条申請関係3件、農用地利用集積計画関係1件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。
申請人が鬼津にお住まいの●●●●氏、申請地が3ページの字図にありますように、大字尾崎字舟川71番、地目は田、面積が1,040㎡です。
農地区域は農業振興地域内非農用地で農地の用途区分は無指定の第一種農地です。
隣接している大字尾崎3642番は次の付議案件②の申請地ですが、付議案件①の申請農地と2筆一緒に農地改良を行うため、同じ書類は付議案件①のみ添付しておりますので一体的な部分は付議案件①で説明をさせていただきたいと思います。
申請理由は農地改良です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。また、本案件は農地改良に伴う一時転用であり、1,000㎡を超えるため4条申請が必要となっております。
4ページ、5ページが事業計画書です。搬入する土量は500㎡で、用排水計画では給水は無し、雨水は前川への自然排水、汚水の発生はありません。施工計画は令和6年4月から着工し、令和8年4月に完了。その後営農開始となる見込み

です。

6 ページが現況平面図です。図面右の東側に水路があり、図面下の南側に農道があります。

7 ページが土地利用計画図および縦横断図です。

現在の土地に農道側は 60 cm 程度、水路側は水路から 70 cm ほど開けて 1 m 程度盛土し、農地改良する計画となっています。

8 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして議案書の 9 ページをお開きください。付議案件②農地法第 4 条の規定による許可申請についてでございます。申請人が鬼津にお住まいの●●●●氏と浅木にお住まいの●●●●氏の 2 名で、申請地が 3 ページの字図にありますように大字鬼津字小鳥掛 3642 番で、地目は田、面積は 396 m²です。

申請理由は農地改良となっております。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第一種農地です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。なお、事業計画等の関係書類につきましては先ほど付議案件①で説明した通りとなっておりますので省略させていただきます。

10 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして議案書の 11 ページをお開きください。付議案件③農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が水巻町にお住まいの●●●●氏、譲渡人が東京都にお住まいの●●●●氏です。

申請地が 13 ページの字図にありますように大字上別府字蓮角 1001 番 6 で、地目は畑、面積は 169 m²です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第 3 種農地となっております。また、本農地は隣地で雑種地の大字上別府字蓮角 1002 番 4 と一体的に使用いたします。面積は合計で 296 m²となっています。

申請理由は自己住宅の建築となっております。申請に関する

確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。14ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桝を通じ、ての側溝放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

用地造成に伴う被害防除としては「コンクリートブロックとL型擁壁およびフェンスの設置。隣接水路には土間コンクリートを敷設する」となっております。

15ページが現況平面図です。左の図をご覧ください。図右、東側の土地2512番1が道路となっており、左下の990番2が隣接する農地となっております。道路と隣接農地以外の面には既存の側溝が隣接しています。

16ページが土地利用・排水計画図および縦横断図です。左の図をご覧ください。東側の道路側を駐車場にしてその奥に家を建てる予定となっております。北東の側溝は土間コンクリートで塞ぎ、溜桝に溜まった雨水は北西の側溝へ流す計画です。右側の縦横断図をご覧ください、全体に盛土を行い、道路とフラットにし、駐車場側以外の周囲をコンクリートブロックやL型擁壁で土留めを行い、その上にフェンスを設置する計画です。

17ページが建物の平面図および立面図です。

18ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして議案書の19ページをお開きください。付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が大字尾崎に事業所を置く有限会社●●●●代表取締役●●●●氏、譲渡人が尾崎にお住まいの●●●●氏です。申請地が21ページの字図にありますように、大字尾崎字先野々883番1と大字尾崎字先野々913番の2筆で、地目はそれぞれ畑、面積は883番1が449㎡で913番が662㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は無指定の883番1が第2種農地、913番が第1種農地となっております。

申請理由は883番1が駐車場、913番が資材置場となっ

ております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。

営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

22 ページが事業計画書です。施工計画は許可後から着工し、令和6年7月に供用開始となる見込みです。

駐車場には普通車とトラック計8台、資材置場には住宅設備品を285 m³置く計画となっております。

23 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

用地造成に伴う被害防除としては「特に措置なし」となっております。

24 ページが現況平面図です。図左にある883番1は申請地の左手南側と下の東側が道路と面しており、右手北側は隣接する宅地の既存のコンクリートブロックが設置されています。また、上の西側には隣接農地があります。次に図右にある913番は、南側に譲受人である有限会社●●●●●●があり、北側には隣接農地が接しています。東側は道路に面しています。

25 ページが土地利用計画図です。図左にある883番1は全体に砂利を敷き、県道側に普通車両6台、右手北側にトラック2台を駐車する計画となっております。

次に資材置場にする913番は、現況のまま利用し、既存のコンクリートブロックを一部撤去し入口を広げる計画となっております。

26 ページが縦横断図です。図左が駐車場にする883番1のものです。全体の土を鋤いて道路とフラットになるようにし、砂利を敷く計画です。図右側が資材置場となる913番のものです。切土・盛土はありません。

27 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして議案書の28ページをお開きください。付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が大字木守に事業所を置く有限会社●●●●●●代表取

締役●●●●氏、譲渡人が上別府にお住まいの●●●●氏です。

申請地が30ページの字図にありますように大字浅木字儀王593番と大字浅木字儀王594番の2筆で、地目はそれぞれ田、面積は合わせて3,598㎡です。

農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

また、本農地は周辺の4筆と一体的に利用します。なお、南側の農道に接する雑種地である571番と572番の一部および今回の対象農地の一部は、計画で利用する公有地の公衆用道路591番2、592番2と交換される計画となっております。一体利用地および交換対象農地を含めた合計面積は4,095㎡です。

申請理由は貸駐車場となっております。

譲受人の有限会社●●●●は●●●●の系列会社となっており、申請地は●●●●の職員駐車場として貸し出す計画となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障については生産組合長さんの条件付き承諾となっております。

31ページが水利関係承諾書です。条件は山田川沿いの道について防草対策を行うこととなっております。

32ページが事業計画書です。施工計画は令和6年9月から着工し、令和7年4月に供用開始となる見込みです。

着工が9月となっている理由につきましては、農地転用許可後に施工業者選定の期間が必要なためとなっております。

33ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生無しとなっております。

用地造成に伴う被害防除としては「コンクリートブロックとL型擁壁およびフェンスの設置。その他山田川沿いに防草対策を行うこと」となっております。

34ページが現況平面図です。西側に山田川があり、南側に農道および水路があります。北側と東側は●●●●関係の駐車場となっています。

35ページが土地利用計画図です。車を136台停めることができる計画となっています。南側の濃い網掛けの細い部分は公有地との交換対象となっており、公有地となった後は公

衆用道路として農道の幅が広がる予定です。

36 ページ、37 ページが土地造成図および造成断面図です。今回は申請地全体に碎石を敷き盛土を行う予定です。37 ページの断面図4と断面図11をご覧ください。盛土は雨水が流れやすいように中央部が高くなっており、両端にはU型側溝が設置され、側溝の外側にコンクリートブロックやL型擁壁が設置されます。

38 ページが排水計画図および擁壁工配平面図です。雨水排水図をご覧ください。申請地の周囲にはU型側溝が設置される計画です。次に擁壁工配平面図をご覧ください。擁壁は西側山田川沿いに土留めの空洞ブロック、南側の農道側にL型擁壁および土留空洞ブロックが設置されます。

39 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 8 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 2 2 分

～ ●●●● 委員退室 ～

議長

再開します。

それでは、付議案件①を議題に供します。

この案件と次の付議案件②については、●●●●委員が当事者となります。●●●●委員は退室をしています。

議長

では地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願い

いします。

農業委員
(4 番) 特に問題はないと思われますのでご審議のほどよろしく
お願いいたします。

推進委員
(4 番) 同じく問題はないと思われますのでよろしく
お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第4条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして付議案件②を議題に供します。
この案件についても●●●●委員が当事者となりますので、退
席のまま進めます。
それでは地区担当の秦公美委員から報告をお願いします。

推進委員
(1 番) 問題ないと思いますのでご審議よろしく
お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第4条の規定による許可申請について、原

案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件②は承認されました。

～ ●●●● 委員入室 ～

議長 続きまして付議案件③を議題に供します。
地区担当の安藤敏生委員および白石元弘委員から報告をお願いします。

農業委員 (2 番) 見ていただいたように問題はないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

推進委員 (2 番) 問題はないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして付議案件④を議題に供します。
地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員 問題ないと思いますのでご審議よろしくお願ひいたします。

(4 番)

推進委員 同じく問題はないと思われますのでご審議のほどよろしくお
(4 番) 願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして付議案件⑤を議題に供します。
地区担当の一田孝雄委員および高崎洋介委員から報告をお願い
します。

農業委員 問題ないと思いますのでご審議よろしく願いいたします。
(8 番)

推進委員 特に問題はないと思いますのでご審議よろしく願いいたし
(7 番) ます。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件⑤は承認されました。

議長 続いて付議案件⑥について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の 40 ページ、41 ページをお開きください。
付議案件⑥農用地利用集積計画の承認についてでございます。
今回は全 22 筆、25,722 m²です。新規契約や円滑化事業
からの切り替え、耕作者の変更による利用集積計画となっ
ております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑥農用地利用集積計画の承認について原案のとおり
承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で、付議案件⑥は承認されました。

議長 それでは報告案件①について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の 42 ページをお開きください。
報告案件①農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
でございます。こちらは利用権の合意解約ですが、今回は中
間管理への移行および耕作者の変更による解約 6 筆、計 7,2
39 m²となっております。今回解約した分については先ほど
の付議案件⑥の方で利用集積計画が出てきておりますのでご
確認をお願いいたします。

議長 報告案件①について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について事務局より説明をお願いします。
す。

事務局 ①令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明。
②潮抜きについて説明。
③能登半島地震の義援金について説明。

その他の案件については以上です。

議長 それでは、その他の案件について皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第9回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 40分